

証券コード 5002
平成20年3月7日

株 主 各 位

東京都港区台場2丁目3番2号
昭和シェル石油株式会社
代表取締役会長 新 美 春 之

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成20年3月27日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、48頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場1丁目9番1号
ホテル日航東京 1階 ペガサスの間
(末尾記載の略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第96期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第96期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 役員賞与支給の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案の賛否に記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。なお、代理人は当社の議決権を有する他の株主1名とさせていただきます。株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.showa-shell.co.jp/>）に修正内容を掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(自 平成19年1月1日)
(至 平成19年12月31日)

当社グループの第96期すなわち平成19年1月1日から平成19年12月31日に至る期間についての事業の概要を次のとおりご報告申し上げます。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

経営環境の概況

当事業年度におけるわが国の経済は、総じて景気の回復基調が続いたものの、下半期に入ると米国経済の減速懸念などにより先行きへの警戒感が強まってまいりました。

原油価格は年初ドバイ原油で1バレル57ドル台で始まりましたが、産油国における地政学的リスクの高まりや、OPEC加盟国による減産に加えて非OPEC諸国でも生産が伸び悩んだこと、さらには大量の投資資金が原油市場に流入したことなどによりほぼ右肩上がりで上昇を続け、当事業年度末における価格は1バレル89ドル台となりました。

外国為替相場は年初1ドル119円台前半で始まり、3月初めには一時的に円高に振れる場面があったものの、その後は日米金利差を背景に徐々に円安が進み、6月には1ドル123円台となりました。8月以降は、信用力の低い個人向け住宅融資「サブプライムローン」問題による米国経済の悪化の懸念からドルが売られ、11月末には1ドル107円台まで円高が進みましたが、年末にかけてはドルが買い戻され、1ドル114円台での越年となりました。

国内の石油需要の動向を見ますと、ガソリンにつきましては、価格上昇による消費の抑制や省燃費志向の高まり等を背景に、夏の需要期の不振が鮮明になるなど、前年からの需要の減退に歯止めがかかりませんでした。また、軽油につきましても、価格高騰の影響により需要の減退傾向が続きました。灯油につきましては、需要期である第1四半期において暖冬の影響により前年の需要を大きく割ったことなどから、年間でも前年の需要を下回りました。産業用石油製品におきましても、環境問題への配慮や原油価格高騰を受けた燃料転換が進んだことなどから、需要の減少がさらに顕著となりました。

国内の石油製品価格は、原油価格の高騰を受けて上昇しましたが、給油所店頭販売価格や産業用石油製品の納入価格は原油コストを十分に転嫁しきれない状況が続きました。

事業の経過および成果

当社グループの事業別の状況は、以下のとおりであります。

【石油事業】

原油調達に関しましては、サウジ・アラムコ社からの原油供給を中心に、その他の中東産油国およびシェルグループとも連携し、当社グループ製油所にとって最適かつ柔軟な原油調達を行ってまいりました。

製造・供給面におきましては、当社グループ製油所の安定的かつ効率的な操業を図るとともに、製油所稼働率と高付加価値製品の生産比率の向上に引き続き努めました。また、提携関係にある富士石油株式会社袖ヶ浦製油所からの製品引取量を拡大し、国内向けの製品供給能力を強化するとともに、需要の旺盛な海外市場に向けて軽油を中心とした輸出を行いました。この取り組みをさらに強化するため、当社の国際トレーディング事業のオペレーションを8月にシェルグループと一体化し、その国際ネットワークを有効活用して、石油製品の海外市場に対するアクセスの確保と収益機会の増大を図ることいたしました。

国内の流通面におきましては、他の石油会社との油槽所の共同利用および製品融通による流通網の効率化を進めるとともに、物流の一貫管理体制を構築すべく社内組織を統合し、業務効率の改善を図りました。また、冬場の灯油の安定供給体制を強化するため、新潟石油製品輸入基地において重油タンクを灯油備蓄タンクに転換するための工事を行い、灯油貯蔵能力を増強いたしました。さらに、富士石油株式会社袖ヶ浦製油所からのローリーによる出荷を開始することにより、輸送効率のさらなる向上を図りました。

給油所ネットワークを通じた石油製品販売事業に関しましては、既存店のセルフサービス化を引き続き推進するとともに、有望な立地への給油所新設を積極的に実施いたしました。また、前年度から展開を開始したショッピングセンター併設給油所「ファンタジスタ」の新店を加速させたほか、コンビニエンスストアとの融合型給油所の2号店開所に向けた準備も進めました。さらに、全国の特約店を一堂に集めた「ディーラーズミーティング2007」を11月に開催し、当社の方針である「特約店主義」を再確認したうえで、その成長ビジョンを共有化いたしました。そのほか、給油所店頭におけるカービジネスの販売力向上を目指し、カーライフアドバイザー、オイルマイスターといった資格制度をより浸透させるなど、人材育成支援体制の充実を図りました。

LPガス販売事業につきましては、12月に住友商事株式会社との間で事業統合を行うことを基本合意し、平成20年4月を目的に、LPガスの輸入元売機能の集約を行うとともに、両社のLPガス販売子会社を束ねるホールディング・カンパニーを設立することいたしました。

【不動産事業】

オフィスビル賃貸に関しましては、東京都心部においてビル稼働率や賃料に改善が見られましたが、地方都市への波及はわずかにとどまりました。当社所有の賃貸オフィスビルにつきましては、賃料の改定や管理形態の変更を行いましたが、収益は横ばいとなりました。

【その他事業】

次世代型CIS太陽電池事業につきましては、昭和セルソーラー株式会社宮崎プラントの商業生産を当事業年度より開始いたしました。宮崎プラントにて実用化されたCIS太陽電池の製造技術は「第2回ものづくり日本大賞」において優秀賞を、またその製品の優れた意匠性と環境特性は「2007年グッドデザイン賞」を受賞いたしました。この技術と特性を活かして世界的に旺盛な太陽電池の需要に応えるべく、第2工場の建設も決定いたしました。

電力事業につきましては、大型天然ガス火力発電所の建設プロジェクトを推進する株式会社扇島パワーの環境影響評価手続が完了し、発電所建設工事を開始いたしました。また、将来の電力取引の開始に備えて、有限責任中間法人日本卸電力取引所（JEPX）の取引会員資格を取得いたしました。

次世代エネルギー開発の試みについて

次世代エネルギー開発の試みといたしましては、天然ガスから液体燃料を合成するGTL（Gas To Liquids）技術により作られた「Shellエコ灯油」の販売拠点を拡大し、東京都、神奈川県および群馬県の一部において試験販売いたしました。また、同じくGTL技術により作られたFTD（Fischer-Tropsch Diesel）燃料の有用性に着眼し、トヨタ自動車株式会社、日野自動車株式会社、豊田通商株式会社およびシェル・インターナショナル・ペトロリウム社とともに、FTD燃料を使用するディーゼルトラック公道走行試験を開始いたしました。そのほか、経済産業省の補助事業であるバイオガソリンの流通実証事業に参画し、4月より東京都と千葉県との7給油所においてその販売を開始いたしました。

燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーションの実証供給試験につきましては、平成15年6月の試験開始以来、延べ2,500台を超える燃料電池自動車へ水素供給を行い、供給技術のみならず、安全管理、機器およびシステムのメンテナンスなどに関するノウハウを蓄積するとともに、延べ9,200人以上の見学者を受け入れ、環境負荷低減社会実現に向けての広報活動にも貢献してまいりました。また、燃料電池の一般家庭への普及に向け、三重県および新エネルギー財団が主催するプロジェクトに参画し、LPガスを燃料とする家庭用燃料電池の実証試験にも引き続き取り組んでまいりました。

購買活動について

化学品や鉄鋼をはじめとする原材料や資材の価格が高騰するなか、当社グループ精製会社等との共同購買や電子入札を継続実施したほか、購入仕様やサプライチェーン等を仕入先と共同で見直すことにより、引き続きコスト削減を図りました。

当事業年度の業績

さて、ここで当事業年度の業績について申し上げますと、売上高は、原油価格の高騰を受けて石油製品等の販売価格が上昇したことに加え、国内における灯油、重油等の販売数量の減少を給油所ネットワークの増強等によるガソリンの増販および軽油を中心とする輸出の増加によってカバーした結果、前年度に比して5.5%増加し、3兆826億円となりました。

損益面につきましては、営業利益が前年度に比して145億円増加して888億円となり、経常利益は前年度比150億円増加の927億円となりました。これは、原油価格がほぼ右肩がりの上昇を続けた結果、総平均法を採用しているたな卸資産評価の影響により、売上原価を押し下げる効果が発生したこと等によるものです。なお、たな卸資産評価の影響を除いた場合の経常利益相当額は442億円と前年度の580億円に比較して138億円の減益となりました。これは、原油コスト等の上昇を製品販売価格に転嫁しきれなかったことによるものです。

特別損益につきましては、遊休資産等の処分による売却益、関係会社における貯油施設等の資産処分に伴う損失および連結子会社である株式会社オンサイトパワーの分散電源事業の縮小に伴う減損損失等を併せて、141億円の純損失となり、税金等調整前当期純利益は785億円となりました。この結果、法人税等の税金費用361億円および少数株主損失を差し引いた連結当期純利益は437億円となり、前年度に比して25億円の減益となりました。

なお、当事業年度の営業活動によるキャッシュフローは447億円の純収入であり、太陽電池事業および給油所のセルフサービス化等の戦略的投資を行ったことにより、営業活動および投資活動によるキャッシュフローの合計であるフリーキャッシュフローは、191億円の純収入となりました。また、借入金等の残高は、前年度末に比べ73億円減少し、1,831億円となりました。

サステナビリティ（持続可能性）を目指して

～健康、安全、危機管理および環境保全（HSSE）に関する取り組み

当社グループ全ての事業所における労働災害や火災事故等の発生をゼロにすることを目標として、事故再発防止策の共有化と徹底の重要性を再認識すべく、役員の現場訪問を実施して安全確保の体制強化を図りました。また、製品の品質問題の再発防止を図るため、サプライチェーンの直接部門、間接部門を含めた全関係者による品質保全全社運動「Quality First 2007」を展開し、品質保全に関するリスクを洗い出したうえで、各部門でその改善に向けた具体的な対策を実施しました。

危機管理の面におきましては、休日に首都圏直下型大地震が発生した状況を想定して、首都圏外の支店において災害対策本部機能を代替する総合訓練を実施し、緊急時における危機管理体制と事業継続体制の強化を図りました。

～環境保全に係る社会貢献

地球規模におけるエネルギーの持続性戦略の構築により積極的に関わっていくことを目的に、国立大学法人東京大学を中心として組織された「サステナビリティ学連携研究機構（IR3S）」と「エネルギー持続性フォーラム」を結成しました。また、これまで発行してきた「CSR Report」を、当社の目指す「サステナビリティ（持続可能性）」とその課題への挑戦をより強調する内容とし、その名称も改めた「サステナビリティ・レポート」を発行いたしました。

～従業員が働きやすい環境づくり

当社は、東京労働局長から子育てをサポートしている事業主としての認定を受け、「次世代認定マーク（愛称：くるみん）」を5月に取得しました。さらに、仕事と家庭の両立支援制度拡充の一環として育児や介護を行う社員のための在宅勤務制度を導入したほか、全社員を対象としたメンタルヘルス研修の実施や、産業カウンセラーの設置などを行いました。

内部統制について

内部統制に関する取り組みにつきましては、前年度に引き続き体制の改善・強化に向けての検討を行い、適時適切な情報開示の体制を整備するものとして「情報開示（ディスクロージャー）に関する基本方針」を5月に採択し、併せて「内部統制（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」の改定を行いました。また、平成21年度から適用される「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に対応した内部統制の体制構築のため、4月に専任部署を設置し、これまで進めてきた取り組みを一層強化することいたしました。

(2) 対処すべき課題

今後の事業環境における持続的成長のために

国内の石油製品需要は、原油価格の高止まりに加え、省エネルギー政策の推進や人口の減少等によりその減退傾向がますます顕在化してくるものと考えられます。当社グループは、今後予想される事業環境下においても持続的な成長を実現するため以下の取り組みを戦略の柱として推進してまいります。

石油事業における収益力のさらなる強化

当社グループのコア・ビジネス（中核事業）である石油事業におきましては、既存特約店の販売チャネルを一層強化することはもとより、ショッピングセンター併設給油所等の新業態給油所への重点的な投資や買収などを実行し、販売ネットワークと顧客基盤の拡大を図ります。また、石油製品の輸出能力増強のための設備投資を行い、精製能力のさらなる有効活用と収益拡大も図ります。さらには、一層の効率化によりコスト競争力を強化するとともに、製油所の計画外停止を未

然に防止して安定操業と稼働率を維持するため、装置総点検の実行と予防保全の強化など製油所の信頼性向上のための重点施策を実施いたします。

新たな事業分野への進出と既存事業とのシナジー効果の創出

CIS太陽電池事業、電力事業、都市ガス事業等のさらなる拡大を図り、積極的投資を行って、これら事業のなかから第二のコア・ビジネスとなる事業を育成いたします。また、石油製品を含めた多様なエネルギーをパッケージ化したエネルギーソリューションを提供できる体制を整えるとともに、防犯・防災・非常通報サービスを提供するホームセキュリティ事業や家事代行事業など家庭をキーワードとする新規ビジネスの拡充を図り、既存の顧客基盤を最大限活かしたトータルホームソリューション事業を展開いたします。

将来の成長の芽の育成

研究開発体制を一層強化し、燃料電池、GTL燃料をはじめとする次世代燃料の開発を推進するとともに、新しいビジネスチャンスにつながる技術動向も注視し、産学連携による共同開発など外部研究機関も積極的に利用しながら、将来の成長の芽となる技術の研究開発に注力していく所存です。

人材への投資

将来の事業の多様化に対応し得る人材の確保を図るとともに、次世代育成支援等の取り組みを通して社員がより働きやすい職場環境の構築にも努め、活性化された組織風土の醸成に向けて鋭意邁進してまいりたいと考えます。

「法令遵守」と「健康、安全、危機管理、環境保全（HSSE）」への取り組み

当社グループは、法令遵守はもとより、企業の社会的責任を認識して当社が自主的に定める「行動原則」と「健康、安全、危機管理および環境保全に関する基本方針」を遵守し、グループ企業各社とこれを共有してその周知徹底を図ってまいります。また、操業事故や労働災害の根絶を目指すとともに、エネルギー供給の責任を担う企業集団として製品の安定供給と品質保全にも全力をもって取り組んでまいります。

株主の皆様へ

当社グループといたしましては、以上申し上げました取り組みを通じて株主の皆様のご期待にお応えしてまいります所存でございます。なにとぞ、株主の皆様におかれましても、倍旧のご支援とご鞭撻ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 販売の状況

当社グループの販売の状況

当事業年度における当社グループの販売実績は以下のとおりです。

| 区 分 | 第96期 (当期) 百万円 | 第95期 (前期) 百万円 | 対前期 増減 % |
|-----------|---------------------|---------------------|----------------|
| 石 油 事 業 | 3,047,065 | 2,883,480 | + 5.7 |
| 不 動 産 事 業 | 4,270 | 4,283 | - 0.3 |
| そ の 他 事 業 | 31,306 | 33,523 | - 6.6 |
| 合 計 | 3,082,641 | 2,921,287 | + 5.5 |

注1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 各事業の販売実績の金額は、外部顧客への売上高を記載しております。

当社の製造、仕入および販売の状況

当事業年度における当社の石油製品等の製造、仕入および販売の状況は以下のとおりです。

| 区 分 | | 第96期 (当期) 千kl | 第95期 (前期) 千kl | 対前期 増減 % |
|-----------|---------|---------------------|---------------------|----------------|
| 製造および仕入数量 | 製 造 数 量 | 20,219 | 19,757 | + 2.3 |
| | 仕 入 数 量 | 18,304 | 19,979 | - 8.4 |
| | 合 計 | 38,523 | 39,736 | - 3.1 |
| 販 売 数 量 | 揮 発 油 | 11,021 | 10,294 | + 7.1 |
| | 灯 軽 油 | 12,764 | 12,755 | + 0.1 |
| | 重 油 | 5,116 | 5,399 | - 5.2 |
| | そ の 他 | 9,538 | 11,422 | - 16.5 |
| | 合 計 | 38,439 | 39,870 | - 3.6 |

注1. 製造数量は、当社グループ製油所等に委託して製造した数量です。

2. 販売数量のうち、その他には、LPガス、ナフサ、潤滑油、アスファルト等が含まれております。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は約236億円であり、その内容は次のとおりです。

| 区 分 | | 主 要 な 設 備 投 資 の 内 容 |
|-----------|---------|---|
| 石 油 事 業 | 生 産 設 備 | 製油所の維持補修、環境保全、安全対策 省エネルギー対策、付加価値向上対策 |
| | 販 売 設 備 | 既存給油所の補修、塗装、環境保全、安全対策 セルフサービス型給油所建設等 |
| | 物 流 設 備 | 灯油安定供給強化、安全対策、油槽所維持補修 |
| そ の 他 事 業 | 生 産 設 備 | 太陽電池生産工場建設 |

(5) 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金、借入金およびコマーシャル・ペーパーにより行っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高、コマーシャル・ペーパーおよび社債の発行残高は以下のとおりです。

| 区 分 | 第96期 (当期) 百万円 | 第95期 (前期) 百万円 |
|----------------|---------------------|---------------------|
| 短期借入金 | 77,870 | 43,589 |
| 1年以内に返済する長期借入金 | 4,732 | 7,665 |
| 長期借入金 | 46,532 | 41,272 |
| コマーシャル・ペーパー | 24,000 | 68,000 |
| 社 債 | 30,000 | 30,000 |
| 合 計 | 183,135 | 190,527 |

(6) 財産および損益の状況の推移

当社グループの当事業年度および過去3年間の財産および損益の状況は下記のとおりです。

| 区 分 | 平成16年度 第93期 | 平成17年度 第94期 | 平成18年度 第95期 | 平成19年度 第96期(当期) |
|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売 上 高(百万円) | 1,839,445 | 2,268,488 | 2,921,287 | 3,082,641 |
| 経 常 利 益(百万円) | 61,927 | 100,497 | 77,675 | 92,709 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 2,362 | 58,370 | 46,249 | 43,729 |
| 1株当たり当期純利益(円) | 6.14 | 155.31 | 122.95 | 116.12 |
| 総 資 産(百万円) | 905,823 | 1,145,191 | 1,195,015 | 1,339,114 |

- 注1. 1株当たり当期純利益は、発行済株式総数より自己株式の数を除いた期中平均株式数に基づき算出しております。また、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 改正平成18年1月31日)を適用して算出しております。
2. 第93期におきましては、固定資産の減損会計を早期適用したことによる特別損失326億円を計上いたしました。

(7) 主要な事業内容(平成19年12月31日現在)

| 部 門 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------|------------------------------------|
| 石 油 事 業 | 石油製品等の製造、加工、貯蔵、販売、および輸出入 |
| 不 動 産 事 業 | 不動産施設の賃貸 |
| そ の 他 事 業 | 建設工事、太陽電池事業、自動車用品の販売、都市ガス事業、電力事業ほか |

(8) 重要な子会社・関連会社その他企業結合の状況（平成19年12月31日現在）

重要な子会社・関連会社の状況

| 区分 | 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------|-----------------|----------|---------|----------------------|
| 子会社 | 昭和シェル船舶株式会社 | 450百万円 | 100.00% | 外航船舶運送、船舶貸渡業 |
| | 株式会社ライジングサン | 200 | 100.00 | 自動車用品販売、リース業、保険代理店業 |
| | 昭石エンジニアリング株式会社 | 100 | 100.00 | 産業施設の設計、建設工事および検査の請負 |
| | 昭石ガス株式会社 | 100 | 100.00 | LPガスの販売 |
| | 日本グリース株式会社 | 100 | 99.21 | グリース・潤滑油の製造・販売 |
| | 昭和四日市石油株式会社 | 4,000 | 75.00 | 石油製品の製造 |
| | 東扇島オイルターミナル株式会社 | 2,000 | 52.00 | 原油および石油製品の貯蔵ならびに受払作業 |
| | 東亜石油株式会社 | 8,415 | 50.11 | 石油製品の製造 |
| 関連会社 | 西部石油株式会社 | 8,000百万円 | 38.00% | 石油製品の製造 |
| | 丸紅エネルギー株式会社 | 2,350 | 33.40 | 石油製品の販売 |

当事業年度において、昭和シェルソーラー株式会社が新たに当社の連結子会社に加わりました。当事業年度末日における連結子会社は27社（上記の重要な子会社8社を含む。）、持分法適用関連会社は11社（上記の重要な関連会社2社を含む。）です。

その他の重要な企業結合の状況

当社とシェルグループは、資本、原油供給ならびに技術援助等について提携しており、商標の使用や研究開発、経営ノウハウの共有、人材交流等を通じた緊密な関係を築いております。

当社とサウジ・アラムコ社は、原油供給について基本合意をしており、同社の子会社であるアラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・バイ社が当社に出資をしております。

(9) 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

当社は、昭和シェルソーラー株式会社の太陽電池工場建設のための増資を引き受け、11月にその株式を取得いたしました。

なお、東扇島オイルターミナル株式会社につきましては、平成20年2月25日に東亜石油株式会社に対して当社の全持分を譲渡し、同年3月には東亜石油株式会社に吸収合併されることとなりました。

(10) 主要な営業所および工場（平成19年12月31日現在）

| | |
|------------------|---|
| 当 社 本 社 | 東京都港区台場2丁目3番2号（台場フロンティアビル） |
| 当 社 支 店 | 北海道支店（札幌市） 東北支店（仙台市） 首都圏支店（東京都千代田区） 関東支店（東京都千代田区） 新潟支店（新潟市） 静岡支店（静岡市） 中部支店（名古屋市） 北陸支店（金沢市） 近畿支店（大阪市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市） 九州支店（福岡市） |
| 当 社 研 究 所 | 中央研究所（神奈川県愛甲郡愛川町） |
| 製 油 所 | 昭和四日市石油株式会社四日市製油所（三重県四日市市） 東亜石油株式会社京浜製油所（川崎市） 西部石油株式会社山口製油所（山口県山陽小野田市） |
| 当社輸入基地 | 新潟石油製品輸入基地（新潟市） |
| 当 社 潤 滑 油 工 場 | 横浜事業所（横浜市） 神戸事業所（神戸市） |
| グリース工場 | 日本グリース株式会社横浜工場（横浜市） 同 神戸工場（神戸市） 同 下関工場（山口県下関市） |
| 太陽電池工場 | 昭和シェルソーラー株式会社宮崎プラント（宮崎市） |

注：当社の川崎製油所の精製設備は東亜石油株式会社に賃貸されており、同社の設備と併せて京浜製油所として一体運営されております。

(11) 従業員の状況（平成19年12月31日現在）

当社グループの従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 数 |
|---------|---------------|
| 3,787名 | + 36名 |

当社の従業員の状況

| 従業員数 | | 前期末比増減数 | 平均年令 | 平均勤続年数 |
|------|-------|---------|-------|--------|
| 男子 | 800名 | - 30名 | 46.1歳 | 21.7年 |
| 女子 | 214 | + 8 | 42.6 | 19.8 |
| 合計 | 1,014 | - 22 | 45.3 | 21.3 |

注1. 従業員の状況は、臨時雇および派遣出向者を除いて算出しております。

2. 従業員の状況は、受入出向者48名を含めて算出しております。

(12) 主要な借入先（平成19年12月31日現在）

当事業年度末日における当社グループの主要な借入先および借入額は以下のとおりです。

| 借入先 | 借入額 |
|-----------------------|-----------|
| 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 | 49,712百万円 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 38,942 |
| 株式会社三井住友銀行 | 6,496 |
| 日本政策投資銀行 | 5,855 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 5,643 |
| 住友信託銀行株式会社 | 5,055 |
| 株式会社新生銀行 | 4,790 |
| 三菱商事フィナンシャルサービス株式会社 | 3,400 |
| シンジケートローン | 3,000 |
| 第一生命保険相互会社 | 2,090 |

注. シンジケートローンは、東亜石油株式会社に対する協調融資であり、株式会社みずほコーポレート銀行を主幹事として組成された13社によるものです。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事実

防衛庁（現防衛省）へのジェット燃料等納入に係る独占禁止法関連事件について、公正取引委員会から平成20年1月16日付で課徴金納付命令（金額5億7,744万円）を受領いたしました。当社はこれを不服として公正取引委員会に審判請求を行いました。

2. 会社の株式に関する事項（平成19年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 440,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 376,850,400株
 （うち、自己株式の数 148,216株）
 (3) 一単元の株式の数 100株
 (4) 株主および株式の所有者別分布

| 区 分 | 株 主 数 | | 所 有 株 式 数 | |
|---------------|--------------------|--------------------|------------------------|------------------------|
| | 18.12.31現在 | 19.12.31現在 | 18.12.31現在 | 19.12.31現在 |
| 個 人 株 主 | 51,103名 97.49% | 44,928名 97.39% | 51,763.5千株 13.74% | 42,642.5千株 11.32% |
| 金 融 法 人 株 主 | 205名 0.39% | 206名 0.45% | 79,427.5千株 21.08% | 80,144.9千株 21.27% |
| そ の 他 法 人 株 主 | 811名 1.55% | 664名 1.44% | 14,576.8千株 3.87% | 12,455.7千株 3.31% |
| 外 国 人 株 主 | 302名 0.58% | 332名 0.72% | 231,082.6千株 61.32% | 241,607.2千株 64.11% |
| 合 計 | 52,421名 100.00% | 46,130名 100.00% | 376,850.4千株 100.00% | 376,850.4千株 100.00% |

(5) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 当 社 へ の 出 資 状 況 | |
|--|-----------------|---------|
| | 持 株 数 | 出 資 比 率 |
| ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド | 125,261.2千株 | 33.25% |
| アラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・ブイ | 56,380.0 | 14.97 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 17,136.7 | 4.55 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 14,960.0 | 3.97 |
| ザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド | 6,784.0 | 1.80 |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口） | 5,926.3 | 1.57 |
| 野 村 證 券 株 式 会 社 | 5,082.5 | 1.35 |
| 高 知 信 用 金 庫 | 4,206.5 | 1.12 |
| ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン） リミテッド（ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社） | 3,709.8 | 0.98 |
| 川 崎 汽 船 株 式 会 社 | 3,503.7 | 0.93 |

注1. 出資比率は発行済株式総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しています。

2. シェルグループの出資比率は、ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドとザ・アングロ・サクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドを併せ、合計で35.05%です。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成19年12月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 | 他の法人等の代表状況 および重要な兼職の状況 |
|----------|--------------|--|--|
| 代表取締役会長 | 新 美 春 之 | | 長瀬産業株式会社社外取締役 AOCホールディングス株式会社 社外取締役 ブラザー工業株式会社社外取締役 昭和四日市石油株式会社社外取締役 |
| 代表取締役副会長 | 香 藤 繁 常 | | シェルケミカルズジャパン株式 会社代表取締役 西部石油株式会社取締役 |
| 代表取締役社長 | 村 山 康 夫 | | |
| 取締役副社長 | リチャード・エー・カース | CFO・関係会社・プロキ ュアメント部門担当 | シェルジャバントレーディング 株式会社代表取締役社長 |
| 常務取締役 | 佐 藤 仁 | 環境安全（HSSE）・秘書・法務 （個人情報保護担当を含む）・内 部統制推進・監査部門担当 | |
| 常務取締役 | 新 井 純 | 経営企画（コーポレートガバナ ンス担当を含む）・経理・財 務・財務情報アシユアランス プロジェクト部門担当 | 昭和シェル船舶株式会社取締役 |
| 取 締 役 | 宮 内 義 彦 | (社外取締役) | オリックス株式会社取締役兼代 表執行役会長 / グループCEO オリックス野球クラブ株式会社 代表取締役・オーナー 双日株式会社取締役（非常勤） |
| 取 締 役 | タン・チョン・メン | (社外取締役) | シェル・イースタン・ペトロリウ ム社（シンガポール）エグゼクテ ィブ・バイス・プレジデント |
| 取 締 役 | カリド・エイチ・アルガー | (社外取締役) | サウジ・アラムコ社（サウジア ラビア）ジョイントベンチャー 開発部門ディレクター |
| 取 締 役 | 江 上 朝 之 | 人事・勤労・総務・広報部門担当 | |
| 取 締 役 | 平 野 敦 彦 | 販売・産業エネルギー・営業企 画・リテール販売・流通業務部 門・支店担当 | 株式会社ライジングサン取締役 |
| 常勤監査役 | 野 崎 久 男 | | |
| 常勤監査役 | 山 本 皖 司 | | |
| 監 査 役 | 鬼 追 明 夫 | (社外監査役) | 弁護士法人なにわ共同法律事務 所弁護士 |
| 監 査 役 | 宮 崎 緑 | (社外監査役) | 千葉商科大学政策情報学部教授 |

注1. ホームソリューション・ニュービジネスディベロップメント・電力事業部門は会長および副会長直轄です。法務・内部統制推進・監査部門は会長および副会長が分担しています。行動原則担当は副会長です。

国際販売・技術商品・研究開発・製造・供給・製品貿易・原油船舶部門・輸入基地・海運・研究所は社長直轄です。

2. 社外役員の兼任状況につきましては、後記「(3)社外役員に関する事項」中にも記載しております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
 新任 カリド・エイチ・アルダバー、リチャード・エー・カールス
 退任 ロイ・ディー・ウェイト、モハマド・エス・アルシャマリ
 (異動日はいずれも平成19年3月29日です。なお、リチャード・エー・カールスは同日付で副社長に就任いたしました。)
4. 当事業年度中の役付取締役の異動は次のとおりです。
 常務取締役 新井 純(前・取締役)
 (異動日は平成19年3月29日です。)
5. 当社は、シェルケミカルズジャパン株式会社と石油製品の売買取引、石油製品等国際トレーディング事業の賃貸取引、役務提供取引および事務所の賃貸借取引等を行っております。
6. 当社は、シェルジャバントレーディング株式会社と役務提供取引を行っております。
7. 当社および当社の関係会社は、オリックス株式会社および同社の関係会社と石油製品等の売買取引、自動車・事務機器等のリース取引、ETCカード利用に伴う取引、営業用店舗の賃貸借取引およびこれらに附帯する取引を行っております。また、当社は、オリックス株式会社との合併会社である株式会社オンサイトパワーにおいて電気・熱供給事業を行っております。
8. 当社は、オリックス野球クラブ株式会社からチケットを購入しております。
9. 当社は、双日株式会社と原油売買取引を行っており、また、その子会社である双日エネルギー株式会社と特約店契約に基づく石油製品販売取引を行っております。
10. 社外取締役タン・チョン・メンはシェル・イースタン・ペトロリウム社のエグゼクティブ・バイス・プレジデントであり、同社が属するシェルグループと当社は、資本、原油供給ならびに技術援助等について提携しているほか、商標の使用や研究開発、経営ノウハウの共有、人材交流等を通じた緊密な関係を築いております。
11. 社外取締役カリド・エイチ・アルダバーはサウジ・アラムコ社のジョイントベンチャー開発部門ディレクターであり、当社はサウジ・アラムコ社と原油売買取引を行っております。また、同社の子会社であるアラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・ブイ社が当社に出資をしております。
12. 昭和四日市石油株式会社、昭和シェル船舶株式会社および株式会社ライジングサンは、当社の重要な子会社です。また、西部石油株式会社は当社の重要な関連会社です。
13. 執行役員の状況は下記のとおりです。

| (会社における地位) | (担 当) | (氏 名) |
|------------|---|--------------|
| 専務執行役員 | 技術商品・国際販売部門・研究所担当 | 池 村 幸 道 |
| 専務執行役員 | ホームソリューション・ ニュービジネスディベロップメント部門担当 昭和シェルソーラー株式会社代表取締役社長 | 亀 田 繁 明 |
| 常務執行役員 | 原油船舶部門・海運担当 | 山 本 一 徳 |
| 常務執行役員 | 供給・電力事業・製品貿易・製造部門・輸入基地担当 | 玉 井 裕 人 |
| 執行役員 | 首都圏支店長 | 村 上 和 夫 |
| 執行役員 | リテール販売部門担当 | 小 松 直 人 |
| 執行役員 | 経理部門担当 | 山 田 清 孝 |
| 執行役員 | 近畿支店長 | 亀 岡 剛 |
| 執行役員 | 中部支店長 | 中 川 勝 博 |
| 執行役員 | 経営企画部門担当取締役付特命事項担当 | デビッド・ジェー・キング |
| 執行役員 | 関係会社・プロキュアメント部門担当 | 法 師 人 幸 博 |
| 執行役員 | 製造部門担当 | 濱 元 節 |
| 執行役員 | 環境安全(HSSE)・研究開発部門担当 | 伊 藤 智 明 |

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。

| 区 分 | 取 締 役 | | 監 査 役 | | 計 | |
|------------------|------------|----------------|-----------|---------------|------------|----------------|
| | 支給人員 | 支 給 額 | 支給人員 | 支 給 額 | 支給人員 | 支 給 額 |
| 株主総会決議に 基づく報酬 | 11人 (3) | 451百万円 (21) | 4人 (2) | 69百万円 (16) | 15人 (5) | 520百万円 (38) |
| 役員賞与 | 8 (1) | 47 (2) | 4 (2) | 5 (1) | 12 (3) | 53 (4) |
| 小 計 | | 499 (24) | | 74 (17) | | 573 (42) |
| 退職慰労金 | 8 (1) | 763 (10) | 4 (2) | 113 (7) | 12 (3) | 877 (17) |
| 合 計 | | 1,262 (35) | | 188 (25) | | 1,450 (60) |

注1. 株主総会決議による役員報酬限度額

(使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。)

取締役分：年額780百万円

監査役分：年額 72百万円

- 12月末現在の支給人員は取締役11人、監査役4人です。
- 括弧内の数字は社外役員に対する報酬等の額です。
- 退職慰労金につきましては、平成19年3月29日に開催された第95回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が決議されたことに伴い、当事業年度において一括計上しております。
- なお、上記の表に記載した報酬等のほか、平成19年3月29日に開催された第95回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対して計2百万円を報酬等として支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の社外役員の兼任状況（平成19年12月31日現在）

| 区 分 | 氏 名 | 会 社 名 | 役 職 名 |
|-------|-------|--|-------------------------|
| 社外取締役 | 宮内 義彦 | ソニー株式会社 株式会社ACCESS | 社外取締役 社外取締役 |
| 社外監査役 | 鬼追 明夫 | セガサミーホールディングス株式会社 サミー株式会社 株式会社ハークスレイ | 社外取締役 社外監査役 社外監査役 |

当事業年度における主な活動状況

| 氏 名 | 出席の状況 | 取締役会における発言の状況・内容等 |
|--------------------------|---|--|
| 宮内 義彦 （社外取締役） | 取締役会 67% （9回中6回） | 太陽電池事業の将来展開、IT投資の課題、投資効率の尺度、退職給付信託の運用体制、中期経営計画の収益目標等について意見を述べました。 |
| タン・チョン・メン （社外取締役） | 取締役会 56% （9回中5回） | 原油価格の想定、法令遵守の行動指針、役員報酬、内部統制体制の構築、石油化学事業の将来性、石油製品輸出戦略、新規事業の展開、環境対応、原油・石油製品の価格変動リスクへの対応、年金資産の運用体制等について意見を述べました。 |
| カリド・エイチ・アルダバー （社外取締役） | 取締役会 38% （8回中3回） | 石油需要の減退への対応、新規事業における品質保証や財務リスクの考え方、原油価格の想定、当社グループの借入金水準、退職給付信託への拠出額の目標・期間・運用体制、太陽電池事業への取り組み、石油化学事業の強化、石油製品輸出のビジネスモデル等について意見を述べました。 |
| 鬼追 明夫 （社外監査役） | 取締役会 89% （9回中8回） 監査役会 90% （10回中9回） | 訴訟方針、広報戦略、中期経営計画等について意見を述べました。 |
| 宮崎 緑 （社外監査役） | 取締役会 89% （9回中8回） 監査役会 100% （10回中10回） | 環境問題への対応、太陽電池事業における価値の創造、社会貢献活動のあり方、IT投資についての考え方、高騰する原油価格への対応等について意見を述べました。 |

責任限定契約の内容の概要

社外取締役宮内義彦、同タン・チョン・メン、同カリド・エイチ・アルダバーおよび社外監査役鬼追明夫、同宮崎緑は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 65,200千円 |
| 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 122,550 |

注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、財務報告に関する内部統制構築アドバイザー業務および英文連結財務諸表の監査をあらた監査法人に委託した対価が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

当社は、平成18年3月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、「内部統制に関する基本方針」を定める決議を行い、その後、同年9月22日開催の取締役会において内部統制推進委員会設置に伴う改定を行いました。当事業年度においては、5月10日開催の取締役会において「情報開示（ディスクロージャー）に関する基本方針」を採択したことに伴い、情報開示に関する定め（2.c.）を改定いたしました。その内容は以下のとおりです。

1. 取締役・執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a . 取締役・執行役員・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、行動原則を定める。
- b . 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、輸出管理、環境規制その他、主要な規制法令に関する遵守規程を定め、その遵守に向けた取り組みを徹底する。
- c . 行動原則担当役員を置き、組織、委員会等を設置して、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
- d . 取締役会規程、取締役会決議事項付議基準、執行役員規程、経営執行会議規程、決裁権限規程等を定め、法令及び定款に則った経営を行う。
- e . 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役・執行役員から、定期的に確認書の提出を求める。
- f . 監査役会は、内部統制の整備状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- g . 取締役会の諮問機関として、外部の有識者等を主体として構成されるコーポレートガバナンス委員会に、経営に関する重要な事項の評価と提言を諮問し、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。

2. 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a . 取締役又は執行役員が決裁する場合は、必ず所定の書面に記録するものとし、すべての決裁の記録は監査の対象とする。
- b . 取締役会、経営執行会議その他重要な会議の議事録、決裁書類並びに契約書類については、それぞれ法令または社内規程に定める期間保存する。
- c . 情報の管理に関する規程を定めるとともに、情報開示についての規程を制定し、内部統制推進委員会の下部組織である情報開示サブコミティの判断に基づき、開示窓口を広報部に一元化して、適時適切に情報開示を行う。これら規程については周知徹底している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a . 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- b . 健康、安全、危機管理及び環境保全についての基本方針を定め、専門部署を置いて全社的な教育訓練活動を行うとともに、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。
- c . 災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管理計画並びに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については、取締役会の委任を受けた経営執行会議の合議により決定する。
- b. 取締役会・経営執行会議並びに各取締役・執行役員の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- c. 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会・経営執行会議並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、輸出管理、環境規制その他、主要な規制法令に関する遵守規程を定め、その遵守に向けた取り組みを徹底する。
- b. 従業員の職務の分担及び業務フローは、効率性に加えて、部門間または部門内における相互牽制作用も配慮のうえ、決定する。
- c. 内部統制推進委員会および内部統制推進部を設置し、内部統制に関連する各関連部署の活動が、グループ全体として、横断的にかつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図る。
- d. 監査部門は会長及び副会長へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- e. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的に確認書の提出を求める。
- f. 従業員が法令遵守や社会に対する責任を果たす上で問題と感ずる場合に、これを匿名で内部通報できる制度を設け、これを周知する。

6. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- a. 当社グループは、当社の行動原則、健康・安全・危機管理及び環境保全に関する基本方針、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
- b. 当社グループの子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性及び法令遵守等にかかる諸施策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。また、当社監査部門並びに派遣監査役による業務監査によって、報告された実施状況の検証を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

- a . 監査役会事務局を設置し、当社従業員を選任のうえ、監査役の職務の補助を行う。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- a . 前号の従業員の人選、異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- a . 会社経営に影響を与える事態が生じた場合には直ちに監査役会に報告する旨を必要な諸規程に定め、これを周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a . 監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、これを監査役会に送付する。
- b . 監査部門または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門または会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

連結貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 流 動 資 産 | 802,691 | 流 動 負 債 | 784,839 |
| 現金及び預金 | 16,479 | 支払手形及び買掛金 | 387,675 |
| 受取手形及び売掛金 | 386,151 | 短期借入金 | 82,602 |
| たな卸資産 | 361,738 | コマーシャル・ペーパー | 24,000 |
| 繰延税金資産 | 10,738 | 未払金 | 201,629 |
| その他 | 27,920 | 未払法人税等 | 22,976 |
| 貸倒引当金 | △ 336 | 未払費用 | 14,042 |
| 固 定 資 産 | 536,423 | 賞与引当金 | 2,092 |
| 有形固定資産 | 420,972 | 役員賞与引当金 | 63 |
| 建物及び構築物 | 114,352 | その他 | 49,757 |
| タンク | 11,773 | 固 定 負 債 | 196,005 |
| 機械装置及び運搬具 | 123,934 | 社 債 | 30,000 |
| 土地 | 162,295 | 長期借入金 | 46,532 |
| 建設仮勘定 | 3,148 | 繰延税金負債 | 8,441 |
| その他 | 5,467 | 退職給付引当金 | 73,888 |
| 無形固定資産 | 11,155 | 特別修繕引当金 | 12,809 |
| 借地権 | 3,972 | その他 | 24,331 |
| ソフトウェア | 5,048 | 負 債 合 計 | 980,845 |
| その他 | 2,134 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資その他の資産 | 104,295 | 株 主 資 本 | 334,386 |
| 投資有価証券 | 53,000 | 資 本 金 | 34,197 |
| 長期貸付金 | 856 | 資 本 剰 余 金 | 22,112 |
| 繰延税金資産 | 24,677 | 利 益 剰 余 金 | 278,251 |
| その他 | 26,818 | 自 己 株 式 | 174 |
| 貸倒引当金 | △ 1,057 | 評価・換算差額等 | 4,546 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 4,546 |
| | | 少 数 株 主 持 分 | 19,336 |
| 資 産 合 計 | 1,339,114 | 純 資 産 合 計 | 358,269 |
| | | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 1,339,114 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成19年 1月 1日
至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

| | | |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高 | | 3,082,641 |
| 売上原価 | | 2,874,422 |
| 売上総利益 | | 208,219 |
| 販売費及び一般管理費 | | 119,405 |
| 営業利益 | | 88,813 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 159 | |
| 受取配当金 | 541 | |
| 為替差益 | 3,399 | |
| 負のれん償却額 | 619 | |
| 持分法投資利益 | 544 | |
| 匿名組合投資利益 | 1,512 | |
| その他 | 2,035 | 8,811 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,926 | |
| その他 | 988 | 4,915 |
| 特別利益 | | 92,709 |
| 固定資産売却益 | 3,484 | |
| 投資有価証券等売却益 | 117 | |
| 特別修繕引当金戻入益 | 12 | |
| その他 | 499 | 4,114 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 5,971 | |
| 投資有価証券等評価損 | 13 | |
| 減損損 | 7,505 | |
| 役員退職慰労金 | 1,073 | |
| 関係会社事業資産等整理損 | 3,344 | |
| その他 | 345 | 18,254 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 78,569 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 36,889 | |
| 法人税等調整額 | △ 723 | 36,165 |
| 少数株主損失 | | 1,325 |
| 当期純利益 | | 43,729 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成19年 1月 1日)
(至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|--------|----------|---------|----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成18年12月31日残高 | 34,197 | 22,111 | 248,108 | △ 422 | 303,995 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 13,555 | | △ 13,555 |
| 当期純利益 | | | 43,729 | | 43,729 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 11 | △ 11 |
| 自己株式の処分 | | 1 | | 259 | 260 |
| 持分増加に伴う変動額 | | | 296 | | 296 |
| 連結子会社の増加に伴う減少額 | | | △ 327 | | △ 327 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | 1 | 30,142 | 247 | 30,391 |
| 平成19年12月31日残高 | 34,197 | 22,112 | 278,251 | △ 174 | 334,386 |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|--------------|-------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| 平成18年12月31日残高 | 5,416 | 21,544 | 330,956 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 13,555 |
| 当期純利益 | | | 43,729 |
| 自己株式の取得 | | | △ 11 |
| 自己株式の処分 | | | 260 |
| 持分増加に伴う変動額 | 7 | △ 478 | △ 174 |
| 連結子会社の増加に伴う減少額 | | | △ 327 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △ 878 | △ 1,730 | △ 2,608 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △ 870 | △ 2,208 | 27,312 |
| 平成19年12月31日残高 | 4,546 | 19,336 | 358,269 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社は27社であり、その会社は次のとおりであります。

| | |
|-------------------|----------------|
| 昭和四日市石油株式会社 | 関東礦油エネルギー株式会社 |
| 東亜石油株式会社 | 株式会社新陽石油 |
| 昭和シェル船舶株式会社 | 東京シェルパック株式会社 |
| 平和汽船株式会社 | 中川石油株式会社 |
| 東扇島オイルターミナル株式会社 | 株式会社ペトロスター関西 |
| 昭石海外石油開発株式会社 | 株式会社ペトロスター関東 |
| 昭石エンジニアリング株式会社 | 株式会社昭石ホームガス |
| 日本グリーンス株式会社 | 若松ガス株式会社 |
| 昭石化工株式会社 | 株式会社ジェネックス |
| 昭石ガス株式会社 | 株式会社丸新 |
| 株式会社ライジングサン | 株式会社オンサイトパワー |
| 株式会社サンロード | セントラルエネルギー株式会社 |
| 中央シェル石油販売株式会社 | 日商砒油株式会社 |
| 昭和シェルソーラー株式会社(*1) | |

(*1)昭和シェルソーラー株式会社は、業容の拡大に伴い、重要性が増したため当連結会計年度より連結子会社になりました。

②主要な非連結子会社である株式会社ハヤワ等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用に関する事項

①持分法適用の関連会社は11社であり、その会社は次のとおりであります。

| | |
|----------------|-------------------|
| 西部石油株式会社 | シェル徳発株式会社 |
| 株式会社ダイヤ昭石 | ジャパンオイルネットワーク株式会社 |
| 株式会社シェル石油大阪発売所 | 常陽シェル石油販売株式会社 |
| セントラル石油瓦斯株式会社 | 丸紅エネルギー株式会社 |
| 三重石商事株式会社 | 豊通石油販売株式会社 |
| 新潟石油共同備蓄株式会社 | |

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社である株式会社旭洋等は、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。

③持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

株式会社サンロード、株式会社新陽石油、中川石油株式会社、株式会社ペトロスター関西、株式会社ペトロスター関東、株式会社昭石ホームガス、株式会社丸新及びセントラルエネルギー株式会社の決算日は9月30日、東京シェルパック株式会社の決算日は10月31日となっているため、連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用して作成しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整をしております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有 価 証 券

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(イ) デリバティブ…………… 時価法

(ウ) た な 卸 資 産…………… 主として総平均法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有 形 固 定 資 産…………… 主として定額法

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、当社の京浜製油所扇町工場及び連結子会社である昭和四日市石油株式会社の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

(イ) 無 形 固 定 資 産…………… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(ア) 貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ) 賞 与 引 当 金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、原則として支給見込額のうち、当連結会計年度対応分を計上しております。

(ウ) 役員賞与引当金…………… 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(エ) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年～14年）による均等額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(オ) 特別修繕引当金…………… 将来支出する修繕費用に充てるため、製油所の機械装置に係る定期修繕費用及び消防法により定期開放点検が義務づけられたタンク等に係る点検修理費用の当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

④重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、ヘッジ会計を適用していません。

⑥消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

⑦のれん及び負ののれんの償却の方法

のれん及び負ののれん、のれん相当額及び負ののれん相当額の償却については、発生原因に応じ20年以内での均等償却を行っております。

但し、金額が少額ののれん及び負ののれんについては一括償却しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 会計方針の変更

固定資産の減価償却方法に関する会計基準

当連結会計年度より法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する方法により、減価償却費を計上しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保提供資産の種類

| | |
|-----------|------------|
| 現金及び預金 | 3,873百万円 |
| 受取手形及び売掛金 | 1,248百万円 |
| たな卸資産 | 82百万円 |
| 建物及び構築物 | 22,220百万円 |
| タンク | 4,776百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 96,218百万円 |
| 土地 | 35,733百万円 |
| その他有形固定資産 | 11百万円 |
| 計 | 164,165百万円 |

(注) 上記の他に連結子会社である株式会社ジェネックスの借入金に対して、以下の資産を担保に供しております。

| | |
|---------------------|----------|
| 株式会社ジェネックス株式 | 1,680百万円 |
| 株式会社ジェネックスに対する長期貸付金 | 2,520百万円 |

②担保付債務

| | |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 13,262百万円 |
| 短期借入金 | 4,172百万円 |
| 未払金 | 65,312百万円 |
| 計 | 82,747百万円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

663,588百万円

(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる減損損失累計額が含まれております。)

(3) 保証債務

| | |
|----------------------|----------|
| 銀行借入等の債務保証 | 3,685百万円 |
| 従業員(財形住宅融資金)に対する債務保証 | 1,197百万円 |
| 計 | 4,883百万円 |

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

普通株式

376,850,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(ア) 平成19年3月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額 6,775百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 18円

基準日 平成18年12月31日

効力発生日 平成19年3月30日

(イ) 平成19年8月10日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額 6,780百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 18円

基準日 平成19年6月30日

効力発生日 平成19年9月10日

②当連結会計年度後に行う剰余金の配当

平成20年3月28日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額 6,780百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 18円

基準日 平成19年12月31日

効力発生日 平成20年3月31日

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 899.90円

1株当たり当期純利益 116.12円

独立監査人の監査報告書

平成20年2月13日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

| | | |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 林 昭 夫 ㊞ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 加 藤 達 也 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和シェル石油株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 流動資産 | 842,209 | 流動負債 | 768,878 |
| 現金及び預金 | 3,338 | 買掛金 | 375,317 |
| 受取手形 | 166 | 短期借入金 | 77,497 |
| 売掛金 | 375,394 | コマーシャル・ペーパー | 24,000 |
| 製品・商品 | 109,342 | 未払金 | 196,225 |
| 未着商 | 6,206 | 未払法人税等 | 20,534 |
| 半製品 | 18 | 未払費用 | 15,173 |
| 原料及び材料 | 46,888 | 前受金 | 33,114 |
| 未着原材料 | 70,361 | 預り金 | 25,558 |
| 貯蔵品 | 114,459 | 賞与引当金 | 958 |
| 前払費用 | 305 | 役員賞与引当金 | 53 |
| 短期貸付金 | 1,183 | その他の | 445 |
| 繰延税金資産 | 92,310 | 固定負債 | 144,621 |
| その他資産 | 9,258 | 社債 | 30,000 |
| 貸倒引当金 | 13,485 | 長期借入金 | 24,500 |
| | △ 511 | 退職給付引当金 | 63,960 |
| 固定資産 | 389,759 | 特別修繕引当金 | 2,819 |
| 有形固定資産 | 227,099 | デリバティブ負債 | 11,900 |
| 建物 | 54,811 | その他の | 11,441 |
| 構築物 | 25,635 | 負債合計 | 913,499 |
| 機械及び装置 | 5,288 | | |
| 車両運搬具 | 19,706 | 純資産の部 | |
| 工具・器具・備品 | 15 | 株主資本 | 315,053 |
| 土地 | 2,687 | 資本金 | 34,197 |
| 建設仮勘定 | 116,712 | 資本剰余金 | 22,074 |
| 無形固定資産 | 8,131 | 資本準備金 | 22,045 |
| 借地権 | 3,733 | その他資本剰余金 | 28 |
| ソフトウェア | 4,280 | 利益剰余金 | 258,907 |
| その他の資産 | 117 | 利益準備金 | 6,749 |
| 投資その他の資産 | 154,527 | その他利益剰余金 | 252,157 |
| 投資有価証券 | 21,835 | 固定資産圧縮準備金 | 13,278 |
| 関係会社株 | 54,060 | 別途積立金 | 5,550 |
| 出資 | 2,209 | 繰越利益剰余金 | 233,328 |
| 長期貸付金 | 34,055 | 自己株式 | 124 |
| 長期前払費用 | 988 | 評価・換算差額等 | 3,415 |
| 繰延税金資産 | 20,421 | その他有価証券評価差額金 | 3,415 |
| デリバティブ資産 | 11,900 | 純資産合計 | 318,469 |
| その他の | 9,638 | | |
| 貸倒引当金 | △ 582 | 負債・純資産合計 | 1,231,968 |
| 資産合計 | 1,231,968 | | |

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成19年1月1日
至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

| | | |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 2,983,549 |
| 売上原価 | | 2,811,683 |
| 売上総利益 | | 171,865 |
| 販売費及び一般管理費 | | 93,836 |
| 営業利益 | | 78,028 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,325 | |
| 受取配当金 | 2,283 | |
| 為替差益 | 3,288 | |
| 匿名組合投資利益 | 1,512 | |
| その他 | 1,230 | 9,641 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,517 | |
| その他 | 380 | 3,898 |
| 経常利益 | | 83,772 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 3,441 | |
| 投資有価証券等売却益 | 33 | |
| 特別修繕引当金戻入益 | 12 | |
| その他 | 187 | 3,676 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 4,889 | |
| 投資有価証券等評価損 | 23 | |
| 減損損失 | 2,105 | |
| 役員退職慰労金 | 1,073 | |
| 関係会社事業資産等整理損 | 1,765 | |
| その他 | 5 | 9,863 |
| 税引前当期純利益 | | 77,585 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 34,086 | |
| 法人税等調整額 | △ 1,934 | 32,151 |
| 当期純利益 | | 45,433 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成19年1月1日)
(至 平成19年12月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|---------------------------------|---------|-----------|----------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 平成18年12月31日残高 | 34,197 | 22,045 | 27 | 22,072 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 1 | 1 |
| その他利益剰余金の積立 | | | | |
| その他利益剰余金の取崩 | | | | |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額) | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | 1 | 1 |
| 平成19年12月31日残高 | 34,197 | 22,045 | 28 | 22,074 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------------|-------|-------------|----------|-------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金 合計 |
| 固定資産 圧縮準備金 | | 固定資産圧縮 特別仮勘定 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 平成18年12月31日残高 | 6,749 | 13,209 | 13 | 5,550 | 201,507 | 227,029 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △ 13,555 | △ 13,555 |
| 当期純利益 | | | | | 45,433 | 45,433 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | |
| その他利益剰余金の積立 | | 69 | | | △ 69 | — |
| その他利益剰余金の取崩 | | | △ 13 | | 13 | — |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額) | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | 69 | △ 13 | — | 31,821 | 31,877 |
| 平成19年12月31日残高 | 6,749 | 13,278 | — | 5,550 | 233,328 | 258,907 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---------------------------------|---------|----------|----------------------|----------|
| | 自 己 株 式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評 価 差 額 金 | |
| 平成18年12月31日残高 | △ 372 | 282,927 | 4,010 | 286,938 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 13,555 | | △ 13,555 |
| 当期純利益 | | 45,433 | | 45,433 |
| 自己株式の取得 | △ 11 | △ 11 | | △ 11 |
| 自己株式の処分 | 259 | 260 | | 260 |
| その他利益剰余金の積立 | | | | — |
| その他利益剰余金の取崩 | | | | — |
| 株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額) | | | △ 595 | △ 595 |
| 事業年度中の変動額合計 | 247 | 32,126 | △ 595 | 31,530 |
| 平成19年12月31日残高 | △ 124 | 315,053 | 3,415 | 318,469 |

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(イ) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブの評価方法……………時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

(ア) 製品・商品、半製品、原油、原料油…総平均法による原価法

(イ) 未着商品、未着原材料…個別法による原価法

(ウ) そ の 他……………主として移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、京浜製油所扇町工場の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

②無形固定資産……………定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度対応分を計上しております。

③役員賞与引当金…………… 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑤特別修繕引当金…………… 消防法により定期開放点検が義務づけられたタンクに係る点検修理費用の当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) ヘッジ会計の方法

当社はヘッジ会計を適用しておりません。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

(7) 会計方針の変更

固定資産の減価償却方法に関する会計基準

当事業年度より法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日 法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に規定する方法により、減価償却費を計上しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。

(8) 表示方法の変更

(損益計算書関係)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めていた「匿名組合投資利益」（前事業年度1,465百万円）は重要性が増加したため、当事業年度から区分掲記することといたしました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保提供資産の種類

土地 1,856百万円

②担保付債務

未払金 16,668百万円

(上記の担保提供資産には、上記債務の他、関係会社の東亜石油株式会社の未払金(当期末7,999百万円)に対するものが含まれております。)

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 249,110百万円

(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる減損損失累計額が含まれております。)

(3) 保証債務

銀行借入等の債務保証 7,142百万円

従業員(財形住宅融資金)に対する債務保証 1,049百万円

計 8,192百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 186,827百万円

長期金銭債権 33,406百万円

短期金銭債務 177,525百万円

長期金銭債務 12,066百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 505,761百万円

仕入高 215,791百万円

営業取引以外の取引高 9,063百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式数 148,216株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因となった主な項目は次のとおりです。

(繰延税金資産)

| | |
|------------------|------------|
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 27,659百万円 |
| 固定資産減損損失 | 13,741百万円 |
| 投資有価証券等評価損の否認額 | 2,379百万円 |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 244百万円 |
| その他 | 12,758百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 56,784百万円 |
| 評価性引当額 | △15,826百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 40,958百万円 |

(繰延税金負債)

| | |
|--------------|------------|
| 固定資産圧縮準備金 | △9,113百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △2,164百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △11,278百万円 |

繰延税金資産の純額 29,679百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、未経過リース料期末残高相当額及び支払リース料（減価償却費相当額）は次のとおりです。

| | |
|----------------|--------|
| 取得価額相当額 | 770百万円 |
| 減価償却累計額相当額 | 451百万円 |
| 未経過リース料期末残高相当額 | 318百万円 |

支払リース料（減価償却費相当額） 94百万円
（上記の金額には転貸リース物件は含まれておりません。）

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引のうち、一般の取引以外の取引は次のとおりであり、当取引はいわゆる第三者のための取引です。

| 氏名 | 職業 | 議決権の割合 | 取引の内容 | 取引金額 |
|------|--------------------------------------|--------|---------|-------|
| 新美春之 | ・当社代表取締役 ・財昭和シェル石油環境 研究助成財団理事長 | 0.0% | 寄付金の支払い | 13百万円 |

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 845.41円 |
| 1株当たり当期純利益 | 120.62円 |

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年2月13日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

| | | |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 林 昭 夫 ㊞ |
| 指 定 社 員 業務執行社員 | 公認会計士 | 加 藤 達 也 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月14日

昭和シェル石油株式会社 監査役会

常勤監査役 野崎久男 ㊟

常勤監査役 山本 皖 司 ㊟

監査役 鬼追明夫 ㊟

監査役 宮崎 緑 ㊟

(注) 監査役 鬼追明夫及び監査役 宮崎 緑は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第96期の期末配当につきましては、経営および財務の状況ならびに持続的成長のための内部留保の必要性等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり剰余金の配当をいたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金18円 総額 6,780,639,312円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成20年3月31日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役野崎久男氏および鬼追明夫氏の任期は本総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---|--|-------------|
| 1 | の ぎ き ひ さ お 野 崎 久 男 (昭和17年7月5日生) | 昭和36年4月 シェル石油株式会社入社 平成元年4月 当社法務室長 平成9年4月 当社理事法務室長 平成11年3月 当社常勤監査役(現職) | 18,950株 |
| 2 | や ま ぎ し け ん し 山 岸 憲 司 (昭和23年2月27日生) | 昭和48年4月 弁護士登録 平成9年4月 東京弁護士会副会長 平成16年4月 日本弁護士連合会事務総長 平成19年7月 総務省年金記録確認中央第三者委員会委員(現職) | 0株 |

- 注1. 山岸憲司氏は、社外監査役候補者であります。
2. 山岸憲司氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての長年の経験と高い識見を有しており、当社の社外監査役としてふさわしい方であると考えております。
3. 山岸憲司氏が監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末の取締役11名（うち社外取締役3名）のうち取締役8名（うち社外取締役1名）および監査役4名に対し、役員賞与総額5,300万円（うち社外取締役分270万円、その他の取締役分4,500万円、監査役分530万円）を支給することといたしたいと存じます。その按分等につきましては、取締役分につきましては取締役会に、監査役分につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

なお、役員賞与の額は、たな卸資産評価の影響を除いた場合の連結経常利益相当額の前事業年度比伸び率に基づき、当事業年度の経営環境等も勘案して算定しております。

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は平成7年3月30日開催の第83回定時株主総会において月額600万円以内としてご承認をいただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢や会社法施行に伴う監査役の職務範囲の拡大、さらには昨年役員退職慰労金制度を廃止したことなど諸般の事情を勘案いたしまして、監査役の報酬額を月額1,000万円以内と改定いたしたくご承認をお願いするものであります。

なお、当社の現在の監査役は4名であり、第2号議案を原案どおり承認可決いただきますと監査役は現在と同様4名となります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使の方法

- (1) 以下のURLにアクセスしてください。

<http://www.it-soukai.com/>

なお、午前3時～午前5時の間は、上記URLにアクセスできませんのでご了承ください。

- (2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

議決権行使コードおよびパスワードは、同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。

- (3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

2 インターネットによる議決権行使についてご了承ください事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日前日の営業時間の終了時（平成20年3月27日（木曜日）午後5時30分）までの行使分が有効です。議決権行使結果の集計などの都合上、できるだけお早めに行使されますようお願いいたします。

- (2) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（上記URL）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際は、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。

- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。

- (5) インターネットでも複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効とさせていただきます。

- (6) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

- (7) 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

3 ご利用環境について

| | |
|-----------|---|
| パソコン機種 | Windows機種 (携帯電話、PDA、ゲーム機には対応していません。) |
| ブラウザ | Internet Explorer5.5以上 |
| インターネット環境 | プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境 |
| 画面解像度 | 1024×768以上をご推奨いたします。 |

Windows、Internet Explorerは、米国Microsoft社の登録商標です。

4 セキュリティーについて

- (1) 行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しております。
- (2) 議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。
- (3) 当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5 お問い合わせ窓口

インターネットでの議決権行使に関するパソコン操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

| |
|--|
| みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル TEL：0120 - 768 - 524（フリーダイヤル） （月曜日～金曜日 午前9時～午後9時） |
|--|

